

publicity magazine
for small and medium-size enterprise
chushokigyo-chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



Photo by T.Puntogawa

銚子駅（銚子市）

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 本会第2回理事会開催／臨時国会で成立した主な法律
- 特 集 p 4 中央会創立50周年記念大会参加者募集等
- 組合Q&A p 6 組合員の権利・義務と資格
- エッセイ p 8 原点回帰の街づくり経済学
- 施 策 p 10 商店街振興組合法による中小小売商業振興策
- 広 報 p 12 千葉高齢期雇用就業支援コーナーからのお知らせ
- 事務局訪問 p 13 海匝上砂採取業協同組合
- 景 況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 関東ポリティックビジョンinCHIBAのご案内

2005

2

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

第二回理事会 新春賀詞交換会開催

第一六一臨時国会で成立した 主な法律

本会は、一月二十一日午後、千葉市内において「平成十六年度第二回理事会並びに新春賀詞交換会」を開催した。

はじめに、坂戸会長より「中小企業連携組織の中核として決意を新たに行動していきたい。との挨拶の後、①平成十六年度事業進捗状況並びに収支状況、②創立50周年記念大会の進捗状況を審議し、全員異議なく了承された。

また、理事会後の賀詞交換会は来賓を交えて盛会裏に終了した。

■ 理事会

第一六一臨時国会は、十月十二日に召集され、十一月三日に閉会した。同国会では、七十件の法律案が提出され、三十二件が成立了。同国会で成立した主な法律及びその概要は次のとおり。

▽民法の一部を改正する法律（平成十六年法律第一四七号）保証契約の内容適正化の観点から、保証人の保護を図るために、貸金等根保証契約について極度額、元本確定期日等に関する規定を新設するとの他保証債務に関する規定の整備を行なうとともに、民法を国民に理解しやすいものとするためその表記を現代用語化する等を図るもの。

▽債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第一四八号）法人による動産及び債権の譲渡の円滑化を図るため、動産の譲渡の対抗要件の制度を創設し、その登記手続きを整備するとともに、法人がする債務者の特定についても登記することにより

対抗要件を備えることができるようする等の措置を講ずるもの。

▽民間事業者等が行なう書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第一四九号）法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に關し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行なうことができるようにするための共通する事項を定めることにより、当該方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図るもの。

▽民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第一五〇号）民間事業者等が行なう書面の保存等における法律の施行に伴う関係法律の施行に伴い、特定非営利活動促進法その他の関係法律の規定の変化に伴い、裁判外紛争解決手

続きが、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続きとして重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続きについての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続きの業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中斷等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続きの選択を容易にするもの。

▽民事関係手続きの改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一五一号）民事関係手続きの一層の迅速化及び効率化等を図るために、民事訴訟手続等における申し立て等を電子情報処理組織を用いて行なうことを可能とするとともに、簡易裁判所における少額訴訟に関する債権執行制度の創設、民事執行手続における裁判官と裁判所書記官との職務分担の合理化、不動産競売における最低売却基準額の売却基準額への変更、扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の業務推進部までご連絡下さい。

組合決算講習会のご案内

本会では、関係法令に基づいた適正な決算と税務申告をして頂くための講習会を開催します。組合の経理担当者の皆さん、多数ご参加下さるようお願いします。

日 時 午前十時から午後四時
場 所 情報センター5階会議室
(中央会の隣のビル)

参加費 一名 四千円
(テキスト、昼食代等)

内 容 ①組合の決算手続き
②組合の税務申告

講 師 公認会計士 高木清先生
申 込 本会組織振興部
TEL 043・242・3277

創立50周年記念誌の 掲載写真提供のお願い

おかげさまで、本年五月千葉県中央会は創立50周年を迎え、その記念事業の一環として記念誌を発刊いたします。

そこで、記念誌の紙面を飾るべき、組合(事業)の紹介になるような写真がありましたら、編集担当の業務推進部までご連絡下さい。

新連携・創造
～新たな連携で拓く豊かな未来～



創立50周年記念大会 参加のお願い

中小企業が健全な発展を遂げていくためには、持ち前の機動性、柔軟性、創造性をいかんなく發揮し、経営革新や新規事業に積極果敢に取り組むとともに、中小企業組合をはじめとする多様な連携組織のネットワークを活用し、経営資源の相互補完や新事業の積極的

な展開を図っていくことが極めて重要である。

本会は、創立50周年を機に記念大会を挙行して中小企業の無限の可能性と団結力を昂揚し、組合等連携組織の一層の充実強化を図って、安定的な発展と豊かな社会の実現を期する。

■日 時 平成17年5月27日(金)

午後2時～

■場 所 ホテルグリーンタワー千葉

千葉市中央区問屋町1-45（千葉ポートスクエア）

■内 容 大会宣言、表彰、祝賀会、記念誌の刊行等

■来 賀 中小企業庁長官、関東経済産業局長、千葉県知事、千葉県議会議長、千葉市長、千葉県市長会会长、千葉県町村会会长、全国中小企業団体中央会会长、県内商工団体、県内金融機関、報道機関等

■参加料 1名 5,000円

■締切日 3月10日

■大会参加の申し込み等大会全般については本会総務部へお問い合わせください。

千葉県中小企業団体中央会

〒260-0026千葉市中央区千葉港4-2

TEL.043-242-3277 / FAX.043-247-8410

**個人情報保護法に対応した
会員団体及び所属事業者のために開発された制度
全国制度の団体割引による低廉な保険料**

個人情報漏えい賠償責任保険のお勧め

■制度の目的

平成17年4月の個人情報保護法の全面施行を踏まえ、中小企業の育成・振興策の一環として、全国中央会が都道府県中央会の協力の下、中央会会員団体及びその所属員企業に対し、個人情報管理体制構築のサポート及び万一の際に、個人情報漏えいによる賠償金や対応費用を補償する。

■制度の概要

(1) 補償内容

- ①事業者（組合等を含む。以下同じ。）が所有・使用・管理する個人情報が漏えいし、事業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償・訴訟費用・求償権保全費用）。
- ②事業者が事故解決のために要した、謝罪広告掲載費用、見舞金・見舞品購入費用等の費用損害。
- ③コンピュータ・ウイルスの感染による他人に対する損害など情報システム・ネットワークに関連する事故による損害（オプション）。

(2) リスク診断サービス（無料）

希望する保険加入事業者に対し、インターリスク総研（契約事務幹事保険会社の関連コンサルタント会社）のリスク診断サービスを実施し、個人情報管理に関する社内体制の評価及び漏えい防止アドバイスを記載した「個人情報管理リスク評価報告書」を提供。

(3) 保険料

- ①加入事業者の業種、売上高により算出。
- ②加入事業者数に応じた割引（団体割引）、加入事業者の個人情報管理状況に応じた割増引を適用。

(4) 運営

- ①保険契約形態：全国中小企業団体中央会と引受保険会社で保険契約を締結
- ②契約事務幹事会社：三井住友海上火災保険株式会社

■加入資格者

千葉県中小企業団体中央会の会員団体及び所属事業者

■募集保険会社

三井住友海上火災保険(株)
千葉支店営業部第1課
TEL.043-225-2716

三井生命保険(株)
千葉統括営業部
TEL.043-225-0294

*担当は本会業務推進部 TEL.043-242-3277

組合員の権利・義務と資格

組合員の権利・義務

組合員は組合の構成員であるとともに組合事業の利用者でもある。また、出資者であるとともに経営者でもある。

組合員の権利

組合員の権利としては、組合員が経済的利益を直接に受けることや、組合の運営に関与する内容の共益権といわれるものがある。

△自益権

①事業利用権②剰余金配当請求権③出資口数減少請求権④持分払戻請求権⑤残余財産分配請求権

△共益権

①議決権②選挙権・被選挙権③総会招集請求権④総解招集権⑤総会議決取消権⑥役員改選権⑦参事・会計主任等解任請求権⑧決算関係書類等閲覧・監写権⑨代表訴訟権⑩検査請求権⑪差止請求権⑫不服申出権

組合員は組合に対して次の義務

組合員の義務

を負い、これらを怠った場合には除名の理由とされることがある。

①出資払込義務②経費負担義務③定款、規約、総会決議遵守義務

なお、改めて述べるまでもなく、組合員の責任は、その出資額を限度とする。

組合員の資格

一般的資格

事業協同組合及び商工組合の組合員は、定款で定める範囲の地区内に事業場を有し、定款所定の事業を行なっている者であればよく、素の者が法人であると個人であると問わない。

しかし、企業組合及び信用組合にあつては、組合員資格は事業者だけに限られず、その地区内に住んでいる一般の居住者、勤労者等にも与えられている。ただ、企業組合については組合員資格が個人に限られていたが、定款で定める組合事業と関連のある法人等も組合員になることができる。

また、協業組合の組合員については、その資格が事業者たる会社又は個人に限られており、会社以外の法人、例えば社団法人や協同組合などは協業組合に加入するこ

とはできない。

会社においては、株主などその構成員たる社員（株主）の資格について何らの制限がないのに対

し、これら各種の組合の組合員資格について一定の制限が置かれているのは、組合がもっぱらその事

業を組合員のためにのみ行うという独自の性格を有するものだからである。

すなわち組合は、これに参加する組合員の事業を補完・発展させるための組織であって、会社のように社員の投下した資金を自由に運用して、その利潤を分配するといつたものでない点において、資格制限を当然に伴うのである。

なお、これら組合の組合員たる事業者は、すべて、次に述べる小規模の事業者に限られているのが通常であるが、協業組合及び商工組合においては、大規模の事業者も加入することが認められる。これは、協業組合の場合、その実体が企業の合同であり、企業

組合員は、定款に定められた一定の地区内に事業場を有し、あるいは住居を有していかなければならぬ。定款にどのような範囲の地区を定めるかは、それぞれの組合の事情により原則として自由である。

△地区

組合員は、定款に定められた一定の地区内に事業場を有し、あるいは住居を有していかなければならぬ。定款にどのような範囲の地区を定めるかは、それぞれの組合の事情により原則として自由である。組合員は、定款に定められた一定の地区内に事業場を有し、あるいは住居を有していかなければならぬ。定款にどのような範囲の地区を定めるかは、それぞれの組合の事情により原則として自由である。

かえて、協業の実をあげると考えられたからである。

また、商工組合について大規模の事業者にも組合員資格が与えられているのは、商工組合が主として業界全体の安定と合理化とを目的として設立される組織だからである。すなわち商工組合の行う各

種指導事業は、もし当該業界に大規模事業者がいるときには、これを除外してはその効果を十分にあげることは難しいと考えたからである。

組合員は、定款に定められた一定の地区内に事業場を有し、あるいは住居を有していかなければならぬ。定款にどのような範囲の地区を定めるかは、それぞれの組合の事情により原則として自由である。組合員は、定款に定められた一定の地区内に事業場を有し、あるいは住居を有していかなければならぬ。定款にどのような範囲の地区を定めるかは、それぞれの組合の事情により原則として自由である。

組合員は、定款に定められた一定の地区内に事業場を有し、あるいは住居を有していかなければならぬ。定款にどのような範囲の地区を定めるかは、それぞれの組合の事情により原則として自由である。

組合員は、定款に定められた一定の地区内に事業場を有し、あるいは住居を有していかなければならぬ。定款にどのような範囲の地区を定めるかは、それぞれの組合の事情により原則として自由である。

る必要はないが、あえて定款に地区を定めることは差し支えない。この場合は、その組合員はその地区内の者でなければならぬことはもちろんである。

▽組合員の事業

組合員がどのような事業を行なっているかは、組合員資格として重要である。定款に定められた事業を行なっている者だけしか組合員となり得ないからである。定款にどのような資格事業を定めるかは原則として自由であり、その定め方には広狭さまざまなものがありうるが、どのような目的で、どのような共同事業を行なおうとするかによって、資格事業の範囲もおのずから定まつてこよう。

すなわち、組合の種類や実施する事業の目的、内容により、その資格事業が单一のものに限られる場合もあれば、異業種にまたがる場合も出てくる。一般的には、共同加工、共同生産、共同販売、共同購買などの事業を行なう組合があつては、組合員資格を同業種の事業者とすることが多いであろうが、共同受注や共同研究開発などの事業を行う場合には、資格事業を必ずしも同業種のものに限る必

要はないであろうし、むしろ異業種で行うことによって事業効果が高まる場合が多い。

また、共同給食や保養施設の設置などの福利厚生事業を行う場合や共済事業を行う場合は、事業の性格上、より多くの組合員の参加を要することから、その組合員資格もおのずから広範な業種に及ぶこととなり、もっぱら地域的な制限のみに傾くこととなる。

さらに、商工組合のように業界の安定や合理化を主たる目的として事業を行う組合にあっては、商店街組合などの特殊なものをしては資格事業も単一業種に限られざるを得ないであろうし、組合員の事業を協業化しようという協業組合にあっては、その資格事業は单一業種か、せいぜい関連業種に限られてこよう。

このように、資格事業の決定にあたつては、純粹に单一事業のみとするか、関連業種をも含めるか、あるいは広範に異業種にもわたらせるかは、実施しようとする共同事業の目的、内容に応じて慎重に検討する必要がある。

▽中小企業者の範囲

組合員資格として、事業協同組

合等の場合、小規模の事業者であることが法律上定められている。

これは、組合が中小企業者のための組織制度として設置されたものである以上当然といえば当然のことであるが、独占禁止法との関係でも重要な意味を有する。

すなわち独占禁止法は、不当な取引制限や不公平な取引方法を禁止するため、すべての事業者団体を同法の規制対象とするのであるが、同法第二十四条によつて、事業協同組合等の行為については、小規模事業者の協同組織として同法の適用除外としている(ただし、同法第二十四条ただし書に該当する「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における「不公正な取引方法を用いる場合」は、独占禁止法の適用の対象となる)。したがつて、組合員が小規模の事業者であるか否かの判定がすべて行なわれるわけではなく、上記の範囲とは、この点からも重要である。

もつとも、事業協同組合等の場合、この基準のみで小規模事業者であるか否かの判定がすべて行なわれるわけではなく、上記の範囲を超える規模の事業者であつても、実質的にみて小規模の事業者と認められる者は、組合員となることができる。しかし、その者が事業の目的、内容に応じて慎重に検討する必要がある。

すなわち、工業・鉱業・運送業その他の業種にあつては、資本の額又は出資の総額が三億円以下であるか、常時使用する従業員の数が三百人以下であることが中小企業者としての要件であり、小売業にあつては、資本の額又は出資の総額が五千万円以下であるか、常時使用する従業員の数が五十人以下、また、サービス業にあつては、資本の額又は出資の総額が五千万円以下であるか、常時使用する従業員の数が百人以下であることが中小企業者としての要件となつてゐる。

また、商業のうち卸売業については、資本の額又は出資の総額が一億円以下であるか、常時使用する従業員の数が百人以下であることが中小企業者としての要件とされている。

また、商業のうち卸売業については、資本の額又は出資の総額が一億円以下であるか、常時使用する従業員の数が百人以下であることが中小企業者としての要件とされ、小売業と区別されている。

もつとも、事業協同組合等の場合、この基準のみで小規模事業者であるか否かの判定がすべて行なわれるわけではなく、上記の範囲を超える規模の事業者であつても、実質的にみて小規模の事業者と認められる者は、組合員となることができる。しかし、その者が事業の目的、内容に応じて慎重に検討する必要がある。

さて、法律上の中小企業者の範囲(小規模事業者の基準)は事業者の資本の額と従業員の数から業種ごとに定められている。

すなわち、工業・鉱業・運送業その他の業種にあつては、資本の額又は出資の総額が三億円以下であるか、常時使用する従業員の数が三百人以下であることが中小企業者としての要件であり、小売業にあつては、資本の額又は出資の総額が五千万円以下であるか、常時使用する従業員の数が五十人以下、また、サービス業にあつては、資本の額又は出資の総額が五千万円以下であるか、常時使用する従業員の数が百人以下であることが中小企業者としての要件となつてゐる。

コンサルタントの



原点回帰の街づくり 経済学

顔のみえる逸品づくりで「個店の元気・街の賑わい」を

街づくりは“個店の元気”から

いま、街のたたずまいが大きく変化している。まちの中心であるべき商店街が閑散としており、空き店舗が目立ち、なかにはシャツター通りと呼ばれているところも出てきた。

このため街づくりは商店街だけではなく、地域の人々と一体となつた共生の街づくりが必要ということである。福祉やコミュニティビジネスの観点から見直しを図ろうとする流れもある。

しかしながら、体力の弱った商店街の現状の中で、今までの商売とはあまり縁のない福祉やNPO法人との連携などを提案されても、戸惑ってしまうのも事実であろう。そこに理想と現実の厳しさがある。街をよくするには、商店街に賑わいを取り戻すことが重要であり、そのためには、まず個々のお店を元気にすることが最重要課題なのである。

困つて迷つたら商品そのものに戻る

大型店やチェーン店の影響を受け、スーパー・コンビニエンスストアではセルフ販売方式が当たり前のように消費者に受け入れられている。

特に若い消費者の中には、店側のヘタな接客がわざわざして「だまつて商品を見せて」という風潮もあり、小売店舗の現場では商品を自信を持って「おすすめする」ということをやらなくなつた店が多いのである。

そこで、まず店を元氣にするには、その原点に帰り、「売るべき商品やサービスにこだわる」ことが第一歩であり、「一店逸品運動」が注目されている由縁である。

なぜ今一店逸品運動なのか

一店逸品運動といえど、静岡県の呉服町商店街が全国的に有名である。郊外型大型店に客を奪われていたこの街が、その打開策として打ち出したのが、逸品づくりであった。

専門店は単に商品を仕入れて売るのではなく、個店それぞれの魅力があ

る商品づくりを目指していくべきだという発想でスタートした。

呉服町のようなオリジナル商品は理想であるが、そこにはこだわっていると、あまりにも敷居が高く、取り組みが難しくなってしまう。

逸品づくりが注目されている理由として、①大型店の品揃えは標準化一辺倒、②マスコミの陳腐な情報より、個店が自信を持つておすすめする商品やサービスは新鮮に感じる、③セルフ販売が行き渡り、対面販売を求める客が増えている——と考えられる。

一店逸品運動

必要性

- 1 大型店へ客が流れ、地元の商店で買物する人が減少している。
- 2 若いを中心、商店街ではどのような品が売られているかを知らない。
- 3 高齢化が進むなかで、近くで便利な商店の存続を求める声も多い。

目的・効果

- 1 個店の品揃えを見直す契機になり、商品力が向上する。
- 2 販売力の向上により、空洞化する地元の商店街に歯止めがかかる。
- 3 そのまちの歴史、文化、自然など各種資源を活かした逸品づくりがまちのイメージアップとなる。

逸品とは

- お店の特徴を示す商品
 - その店でしか買えない商品
 - お店のおすすめ商品
 - 季節のおすすめ商品
- 品質は本物志向
■地域の歴史、文化などの資源を活かす

取り組みやすい八幡町の逸品キャンペー

最初から一店逸品によって商品開発までを手がけることは、なかなか難しい。そこで八王子市の八幡町商店会が行っている一店逸品キャンペーについて紹介しよう。

甲州街道沿いに立地する八幡町商店街では、オリジナル商品よりむしろ自店のおすすめしたい商品をメインに、キャンペーンを行っている。

参加各店が特徴ある商品を選定し、売り出しのメイン商品として掲げ、その商品力をもつて、お客様の利用、買い上げを増進させている。一店が逸品を一つだけ品揃えしても、お客様にはわざわざ「行ってみよう」という気持ちにはならないと思うのだが、参加店が三〇店以上集まると大きな力となる。

各店舗が工夫を凝らした商品をマップ付きカラーチラシで宣伝し、逸品商品はすぐ分かるようPOPをつけ、親切な説明を行っている。

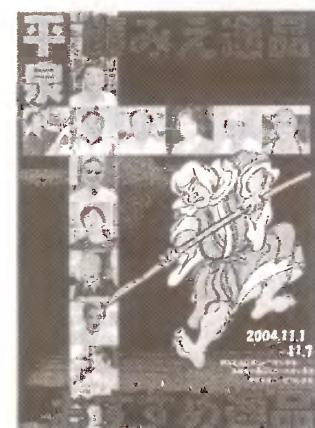
平泉と大河ドラマ「義経」

筆者がタウンマネージャーとして街づくりのお手伝いをしている平泉では、いまNHKの大河ドラマ「義経」の話題でもちきりである。

夏草や兵どもが夢の跡
源九郎判官義経、その颯爽たる風姿と薄命、静御前との訣別は、日本人の心をとらえ続けている。
牛若がはじめて奥州に下ったのは十六歳のときであった。金商人吉次が奥州の「ゆゆしき人」秀衡のところに下向なされと勧めて連れ出したものといわれている。

芭蕉が西行の足跡をたどり、藤原氏滅亡の五〇〇年目に訪れた平泉高館の地で、北上川の流れを見つめながら詠んだ句が右のものである。
ところが西元では、藤原秀衡の三男忠衡が西行と義経を招いてソバの会食をし、「西行様と義経公が、いつでも藤原氏の『ソバ』にいて力を貸してほしい」と切望したという言い伝えもある。

このように、歴史の宝庫平泉には、郷土料理をはじめ、千年の歴史に裏付けられた品々が眠っているのである。
このオーリジナルな品は、作り手の顔のみえる安心で気持ちのこもった商品となる。つまり「顔みえ逸品」として紹介しよう。残りの店は、八幡町方式の「店のおすすめする逸品」としてキャンペーンに参加してもらう。



平泉の義経 安田鞍彦画(山種美術館蔵)

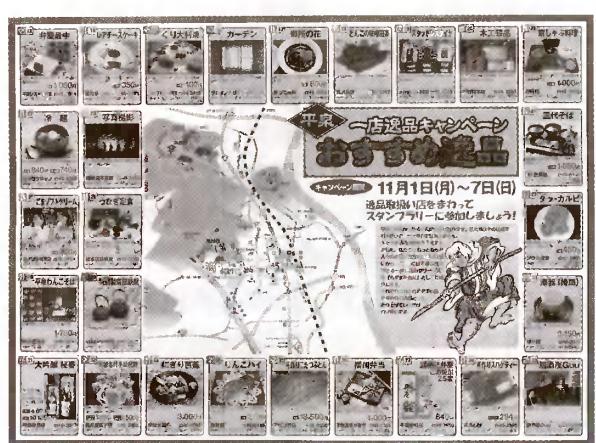
る。

平泉の「顔みえ逸品」づくり

平泉町を訪れる多くの観光客がもつと「まちなか」を回遊してくれたら?と考へる人は多い。それなら、どうその仕掛けをつくりあげていくのか。ハーダの施設づくりではなく、まちなかの一店一店に平泉でしか買えない逸品や逸サービスがあつたら、もつと賑わいを取り戻せるのではないか。まずは、できることからスタートする。できる店は呉服町のようにオリジナル商品を開発する。

このオーリジナルな品は、作り手の顔のみえる安心で気持ちのこもった商品となる。つまり「顔みえ逸品」として紹介しよう。残りの店は、八幡町方式の「店のおすすめする逸品」としてキャンペーンに参加してもらおうことにしよう。

昨年の十一月初旬に行われた「顔みえ逸品・おすすめ逸品」のキャンペーは、このような趣旨で行われ、成功裡に終わつた。多くの店が逸品をつくることでオリジナル商品づくりの大切さを学んだ。キャンペーに参加することでの商品構成を再検討したという声もあった。
個店が原点に戻り、「商品づくりに目覚め、お客様におすすめし、対話すること」こそ、店も街も元気になる経済的で堅実な手法なのである。



②商店街近代化講習会の開催

商店街振興組合の役職員及び組合員に対し、商店街の近代化に関する講習会を開催するために必要な経費の補助。

③商店街活性化推進調査・研究事業

商店街活性化のため商業集積の活性化や街づくりの観点から商店街のビジョンを作成したり、総合的な地域商業の調査・研究を行なう。

④商店街青年部・女性部活性化推進事業

商店街の青年部及び女性部の指導育成を通じ、これらが中心となった商店街活動の活性化を図るために、商店街青年部・女性部研修会、県商店街青年部・女性部交流会を開催するために必要な経費の補助。

⑤商店街組合調査事業

県振連が各地商店街振興組合と一緒にとなって行なう商店街の需要調査、来街者調査等各種調査事業に対する補助。

⑥後継者養成研修事業

県振連が県内の商店街の若手後継者に対する研修会の実施に対し補助する。

⑦タウンマネージャー養成研修派遣事業

商店街・商業集積の活性化に資する指導・助言ができる人材の育成を図るために、中小企業基盤整備機構が行なうタウンマネージャー養成研修に、県振連の役職員の派遣を行なう。

⑧情報提供事業

県振連が、商店街等に関する必要な情報を収集・加工し、傘下組合に提供する機関紙の発行等に必要な経費の補助。

⑨組織化推進

商店街振興組合についての集団説明を実施するために必要な経費の補助。

⑩中小商業活性化支援事業

中小商業の活性化を推進するため、指導事業の実施、ブロック情報連絡員会議の開催等の必要な経費の補助。

⑪中心市街地等広域商店街活性化事業

中心市街地等における広域的な商店街活性化に向けた事業を促進するため、県振連

主導による広域的な商店街活性化に向けた事業を行なう。

■商店街振興組合の主な設立要件**1. 地区の要件**

①小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む地域であって、その大部分に商店街が形成されているものであること。
②市の区域内のものであること。③2以上の都府県にまたがるものないこと。
④他の組合の地区と重複するものないこと。
⑤法施行の際（昭和37年8月15日）現に市の区域に商工会が設立されているときは、商工会が解散した後でない限り、その商工会の区域を地区に含まないこと。

2. 組合員の要件

①組合の地区内において、小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者。②定款に定めたときは①以外の者。

③組合は、組合員たる資格を有する者の3分の2以上が組合員となり、かつ、組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者でなければ設立できない。

3. 出資要件

①組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

■問い合わせ先

*振興組合設立のご相談は本会指導相談室又は銚子若しくは松戸支所へ

指導相談室 043-242-3277

銚子支所 0479-24-1570

松戸支所 047-368-3992

*全振連、県振連の事業については下記へ

全国商店街振興組合連合会

03-3553-9300

千葉県商店街振興組合連合会

043-242-3277

商店街振興組合法による

中小小売商業の振興対策

中小小売商業の振興対策で、法律に基づく対策としては、①中小小売商業振興法、②特定商業集積整備法、③小売商業調整特別措置法、④商店街振興組合法等による振興策があるが、

ここでは、商店街振興組合法による「組織化と指導事業」について紹介する。

■商店街振興組合法（昭和37年法律141号）

本法は、商店街が形成されている地域で、小売商業、サービス業、その他の事業を営む者が協同して地域の環境の整備改善事業や共同経済事業を行い、構成員の健全な発展に寄与するとともに、公共の福祉の増進に資することを目的としている。

■商店街振興組合活動・指導事業の実施

商店街を取り巻く環境変化に対応してその活性化を図っていくため、全国商店街振興組合連合会（以下「全振連」という。）及び都道府県商店街振興組合連合会（以下「県振連」という。）が行なう次の事業に対して必要な資金を補助する。

□全振連が行なう事業

交付先：全振連

補助率：国10分の6

①指導事業

県振連の事業の円滑な運営を図るための指導、情報機器等の導入を行なうための必要な経費の補助。

②商店街近代化研究会の開催

学識経験者等を委員に委嘱し、商店街近代化促進に伴う諸問題対策等について研究を行なうための経費の補助。

③商店街国際化研究会の開催

学識経験者等を委員に委嘱し、海外商業集積等の海外の小売業に関する諸問題について研究を行なうための経費の補助。

④パンフレットの作成配布

上記①の研究成果に基づき、パンフレットを作成し、組合員等に配布する経費の補助。

⑤県振連役職員講習会等の開催

県振連の役職員に対し、商店街振興組合が行なう再開発及び商店街近代化事業の運営に必要な法令、商店街振興組合等の組織化、財務、税務、商店街の活性化方策等について講習・研修を行なうために必要な経費の補助。

⑥商店街青年部・女性部活性化推進事業

商店街の青年部及び女性部の指導育成を図るため、全国青年部指導者研修会及び全国女性部指導者研修会を開催するために必要な経費の補助。

⑦県振連に対する教育情報の提供

商店街近代化を推進するため、これに関する国の施策、商業環境の変化、近代化の実例等に関する情報を全振連の傘下の組合等に月1回提供するために必要な経費の補助。

⑧商店街マネジメントの推進

商店街に常駐するマネージャーの役割やその必要性について研究するために必要な経費の補助。

□県振連が行なう事業

交付先：県（⇒県振連）

補助率：国2分の1、県2分の1

*千葉の県振連で下記の総ての事業を実施しているわけではない。

①指導事業

県振連が、県内の商店街組合に対する指導を行なう事業及び上記全振連事業⑤の県振連役職員講習会等を受講するために必要な経費の補助。

千葉高齢期雇用就業支援コーナーからのお知らせ

高年齢者の雇用の安定に関する法律第4条2項に『事業主は、その雇用する労働者が高齢期においてその意欲及び能力に応じて就業することにより職業生活の充実を図ることができるようするため、その高齢期における職業生活の設計について必要な援助を行うよう努めるものとする。』また第19条では『事業主は、その雇用する高齢者が定年その他これに準ずる理由により退職した後においてその希望に応じ職業生活から円滑に引退することができるようするために必要な備えをすることを援助するため、当該高齢者に対し、引退後の生活に関する必要な知識の取得の援助その他の措置を講ずるように努めなければならない。』と定められています。

しかし、大企業以外では少人数の対象労働者に対して事業主の皆様方が単独で専門家等を招いて法律の言うところの措置を講ずるのは大変なことと思います。

千葉高齢期雇用就業支援コーナーにおいては、中小企業の皆様に代わり次のとおり

職業生活設計セミナーや再就職支援セミナーなどを無料で実施しております。

		午前（10：50～）	午後（13：10～）
2	9日(水)	体と心の健康管理 千葉産業保健センター所長	高齢者のための法律知識 弁護士
	16日(水)	退職金・年金にかかる税金 税理士	年金と医療保険 社会保険労務士
月	23日(水)	体と心の健康管理 千葉産業保健センター所長	失業給付、高年齢雇用継続給付 千葉公共職業安定所担当官
	9日(水)	退職金・年金にかかる税金 税理士	高齢者のための法律知識 弁護士
3	16日(水)		ひとりビジネスを考える交流会 NPO法人新現役ネットスタッフ
	23日(水)	公共職業訓練・教育訓練給付 雇用・能力開発機構千葉センター担当者	再就職活動の進め方・職務経歴書 千葉キャリア交流プラザ担当者

詳細問い合わせ及び参加申込先 千葉高齢期雇用就業支援コーナー

〒260-0028千葉市中央区新町3-13千葉TNビル9階
TEL043-238-8300 FAX043-238-6793

千葉高齢期雇用就業支援コーナーは社団法人 千葉県雇用開発協会と一緒に平成17年2月21日から次に移転し、業務を開始します
今後ともよろしくお願ひいたします。

移転先

〒260-0015千葉市中央区富士見2丁目5番15号

塚本千葉第三ビル（1階がマツモトキヨシです）9階

JR千葉駅から本千葉駅方向、内房線、外房線沿い道路を徒歩5分

雇用開発協会 TEL043-225-7071 FAX043-225-7479

支援コーナー TEL043-225-7933 FAX043-225-7479



海匝土砂採取業協同組合

事務局長 常世田 好江



【海匝土砂採取業（協）の概要】

組合が設立された昭和五十二年当時は、政府の総需要抑制策の影響で、建設業界は不振で、そのため土砂採取業の操業率は大幅に低下していた。加えて、土砂採取後の跡地整備、あるいは土砂運搬に伴う諸問題に対しての規制が強化されているときであった。

このような状況下にあって、中小企業者は組合という組織の力でそれらの問題に対応するために、十二名の組合員で組合を設立した。

土砂採取というと、多くは生コン用の山砂を思い浮かべるが、当組合は主に礫、砂、土のうち、埋め立て用の土を採取している。他

の業者が建設不況に伴い景気が悪い中、当組合は茨城県の埋め立て用の土需要が旺盛でどうにか現状を維持している。組合も最盛期には組合員が五十名もいて、転貸融資を実施していたこともあるが、現在は採掘跡地の植栽用の苗木の共同購入、安全パトロール、県への認可申請手続きに対する指導を行っている。



【常世田事務局長の横顔】

常世田事務局長は本会の景況調査員と情報連絡員を勤めている。

常世田さんは学校を卒業してから、地元の金融機関に勤めていたが、結婚を機に退社、たまたま姑さんと初代理事長が知り合いであつたために組合の事務局に入つた。それから二十四年間。現在は東金から旭まで自動車で毎日通勤している。

事務局は常世田さん一人なので、組合での仕事は総務、経理、業務、採取計画の許認可申請の手続きの指導等と何でもやつてお

～インフラの建設と県土の保護～

所在	旭市二2560-3
設立	昭和52年5月
代表理事	木原 喜一郎
組合員数	31名（出資金310万円）
主な事業	共同販売、共同採取、共同購入事業 土砂採取に伴う危険防止事業、教育情報事業

モットーに日々の業務にまい進している。趣味は水泳。週に三回はスイミングクラブに通つて、一日で一キロメートル泳ぐそうだ。クロール、ブレスト、バック、とマスターし、現在はバタフライに挑戦しているそうだ。そのほかには庭の草花の世話。ご家族は、お二人の息子さんが就職と大学院通学で既に独立しだんな様とそのご両親の四人。そして愛犬タクヤ。

昭和二十九年生。
八日市場市出身。



&トピックス・十二月

ていたが十一月は前年比で大幅に伸びたため四月～十一月の累計で前年並まで回復した。

電気鍛金業

【県下全域】

十一月から十二月に入り幾分受注量が悪化して来た。

鉄工業

【千葉】

原材料価格の上昇を不安視する声もあるが、総じて順調に推移

鉄工業

【千葉】

全般に前月と変わらず、鋼材・石油関連製品を中心とした原材料

鉄工業

【千葉】

の値上がり・高止まり傾向が続いている。(増収・利益率低下の要因)

鉄工業

【千葉】

鉄工部門業者のごく一部に新潟地震・仮設住宅関連の特需(部品加工)が見られた。

機械金属他異業種

【流山】

十月頃より景況感は若干であるが悪くなっている感じがする。

機船修業

【市原】

高の進行と鋼材の値上がりで、景況に陰を落とし始めた。

印刷業

【千葉】

八月より前年比はマイナス傾向が続いている。e-Japanが逐次普及され、業界環境はますます悪化の一途をたどる様相である。

窓枠製造

【県下全域】

ビル類が来年よりオープン価格になるのに伴い、年末の仮需要

総合卸売業

【千葉】

本年度は緩やかな回復を見ましたがサービス業においては引き続

が見込まれる。
リサイクル卸業

電気機器小売業

【県下全域】

オリンピック以後の低調が年末商戦まで回復せず不調に終了した。

中古車販売業

【県下全域】

期待していた年末のボーナスマラセも低調でユーザーの購買意欲も大きくなり後退している。ターゲット

小売・サービス業

【千葉】

例年の年末らしくない、他の月と変わらなくなってきた。

小売・サービス業

【大原】

カード加盟店のみでクリスマスセールを実施し、活況であった。

小売・サービス業

【習志野】

多くのお客様が大変厳しい経済状況に置かれていることを痛感します。

自動車一般整備業

【東金】

セールを実施し、活況であった。

建設機械販売業

【野田】

部と各支所にリサイクル券の発行端末を設置し対応していく。リサイクル料金の徴収も実行していく。

建設機械販売業

【県下全域】

平成十七年一月から自動車リサイクル法が施行され商工組合も本

農業機械販売業

【安房】

だつたが、年末の二度にわたる降雪の影響で、伸びを欠いてしまった。

農業機械販売業

【安房】

今月の支部会によれば、畑関係は好調で稻作関係は悪い。米は県

遊船業

【安房】

一般的に観光業界は落ち込んでおります。

を強いられているはずだ。

良いほうと推定される。久しぶりに県中央部が好調だが、格差は拡大している。

その他的小売業

【勝浦】

本年度は緩やかな回復を見ましたがサービス業においては引き続

生コン製造

【県下全域】

たがサービス業においては引き続

パン製造業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。このようなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

コストアップ分を値上げで吸收できていなため収益はますます悪く。先月も木更津の大型販売店の組合員が民事再生法の手続きをとり、年末に向けて倒産が増える気配あり。廃業、集約化はますますす進みそうである。

自動車解体業

【県下全域】

自動車リサイクル法の施行を目前に控え、各事業者とも入庫台数が大幅に増えた。ただ、十月をピークにスクランプ価格がジリジリ下げており、一台当たりのスクランプの売上は二〇%ほど減少している。

印刷業

【千葉】

しかし廃車の仕入れ市場は、オーフショット、新規参入企業などの影響もありリサイクル費用が預託された後を見込んだ高いレベルで推移している。高値を追つて仕入れ台数を確保しようとした業者は、スクランプの値下りによって我慢

窓枠製造

【千葉】

八月より前年比はマイナス傾向が続いている。e-Japanが逐次普及され、業界環境はますます悪化の一途をたどる様相である。

窓枠製造

【県下全域】

本年度は緩やかな回復を見ましたがサービス業においては引き続

生コン製造

【県下全域】

たがサービス業においては引き続

四月～十月までは前年を下回つ

格になるのに伴い、年末の仮需要

が見込まれる。

リサイクル卸業

【県下全域】

前年並まで回復した。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

味噌製造業

【県下全域】

例年どおり歳暮用の出荷が増加したが、前月と比べて仕込みが多くなったために在庫増となつた。

製材業

【県下全域】

年末、年始の休みをかかえ荷動き、価格とともに動きは鈍い。この

よなかつたために在庫増となつた。

建築材料卸売業

【県下全域】

建設関連は回復の気配なし。セメント関連も回復の兆しなし。年末といえども活況なし。

電気鍛金業

【県下全域】

クリスマスケーキの売上は減少。

更に小形化してきてるので、売上、利益ともに減少している。

「関東ポリテックビジョンin CHIBA」開催のご案内

“ものづくり”未来への架け橋

いま、“ものづくり”的おもしろさ、技能伝承の大切さへの関心がたかまっています。

雇用・能力開発機構では、当機構の取り組みをご紹介し、“ものづくり”について広くご理解いただくためのイベント「ポリテックビジョン」を開催します。基調講演、ものづくり体験なども実施いたしますので、ぜひご来場ください。(参加料無料)

■開催日 平成17年2月26日(土) 10:30~17:00

■会場 千葉職業能力開発短期大学校千葉校(ポリテクカレッジ千葉)
千葉市中央区問屋町2-25(千葉ポートスクエアの前)

■内容 ①基調講演(11:00~12:30)

「超小型衛星による新しい宇宙開発とものづくり教育」

中須賀真一東京大学航空宇宙工学専攻教授

②展示・発表の部(11:00~17:00)

学生・教職員による展示・発表と当機構が行なっている雇用開発事業の紹介。

③ものづくり体験の部

専門家の説明を交えながら“ものづくり”が体験できるコーナー。

④アトラクションの部

職業適性診断コーナー、ソーラーカー・スターリングエンジンカーの実演走行等。

■問合せ 詳細や申し込みについては TEL.043-242-4193

預金口座等不正利用防止法 昨年十一月三十日に施行

身内等を装つて電話をかけ、指定口座に現金を振り込ませたり、警察官や弁護士を装つて示談金を求めたりする詐欺事件が多発している。これらの振込先には、他人名義の預金口座が悪用されるケースが多く、これらの他人名義の預

金口座を悪用した詐欺等の犯罪行為を未然に防止するため、「本人確認法」が改正され、預金通帳の不正な売買に関する罰則が新たに追加された。(平成十六年十二月三十日施行)

預金通帳を他人に渡してはダメ

①他人になりすまして口座を利用する目的で、預貯金通帳等(「預貯金引出用のカード」、暗証番号など「預貯金の引出又は振込み必要な情報」などが含まれる。以下同じ)を譲り受け等した者。

②相手に①の目的があることを知つて、預貯金通帳等を譲り渡した者。

③通常の商取引又は金融取引その他の正当な理由なく、有償で預貯金通帳等を譲り受け等した者。

④通常の商取引又は金融取引その他の正当な理由なく、有償で預貯金通帳等を譲り渡し等した者。

①~④に該当する者には、五十万円の罰金が処せられる。

いわゆる口座屋は罰則を加重

さらに、業として①~④の罪に当たる行為をした者には、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金(又はこれを併科)が処せられます。

口座売買の勧誘・広告を禁止

①~④の行為をするように、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者には五十万円以下の罰金に処せられます。

*このたび「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」を総称し、「振り込め詐欺」と呼ぶことになった。

*「本人確認法」の正式名称は、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」ですが、このたびの法改正により、同法は「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」と改められた。

□ 表紙のメモ【銚子駅】

銚子市は関東平野の最東端に位

置し、駅前通りの空は高く利根川と太平洋に広がっている。

銚子駅は総武本線の終着駅。駅

舎は戦災後、近くの飛行場の格納庫を転用したものだけに、広くて

風格がある。漁業と醤油で栄えたこの町も、このところ人口が漸減傾向をたどり、最近は大学を誘致してそのテコ入れを図っている。

編集後記

from the editor

創立50周年記念事業につきまし

ては、多くの皆様のご協力を賜りあつくお礼申し上げます。大会参

加と記念誌の協賛広告につきまし

ては、未だ余裕があるようですが、皆さん多数のご参加をご協力をお願いいたします。

また、大会記念誌に掲載する、

組合事業や催事を紹介する写真がありましたが、拝借したいと思いまでご連絡下さい。

TEL 043-242-3277
E-mail: funatogawa@chuokai-chiba.or.jp